

ふうたのワンポイントレッスン

～ Vol.2 改正保険業法のポイント～

代協会員の皆さまが実効性のある「自己点検」が実施できるように「代理店自己点検レベルアップ講座」の内容に沿ったテーマをシリーズで、7月より毎月配信しています。

社内点検者のレベルアップに是非ご活用ください。

今回は、改正保険業法のポイントについて説明します。

2016年5月29日に施行された新たな募集ルールの中で、保険募集の基本的ルールとして、3つの代理店義務が創設されました。

それは、顧客目線で、保険を提供する義務を代理店へ明確に規定したものです。

顧客意向の把握に始まり、保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細かな対応の実現に向け、「積極的な顧客対応」を代理店に求める保険募集規制を導入するためのルールです。

1つ目は、「意向把握義務」の導入です。

改正保険業法 294 条の 2 では、保険募集人に対し、新たに「意向把握義務」を導入されています。これまで保険業法では、顧客の意向を把握する義務は規定されていませんでした。

改正保険業法では、「顧客の意向を把握し、顧客の意向に沿った保険商品を勧め、意向に沿った保険商品であることを確認した上で、契約する義務」を規定しています。

意向把握義務の導入目的は、保険募集人に対し、契約に際して一定の募集行為を求めるもので、その募集行為は「顧客が自らのリスクや保険ニーズについて、その保険商品が対応しているか否かを判断したうえで、契約を締結すること」を確保するというものです。

ちなみに、「意向把握義務」により求められる行為とは、次の内容が義務化され、その記録を残すことが求められています。

・顧客の意向を把握すること。

- ・顧客の意向に沿った保険商品の提案をすること。
- ・顧客の意向に沿った、保険商品の内容説明をすること。
- ・保険契約の締結に際し、顧客の意向と保険商品の内容が合致していることを顧客が確認する機会を提供すること。

2 つ目は、「情報提供義務」の導入です。

改正保険業法 294 条では、保険募集人に対し、新たに「情報提供義務」が導入されました。

情報提供義務は、保険募集人等が、保険募集を行う際に、保険契約者・被保険者が保険契約の締結または加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を行うことを求めるものです。

また、不告知の場合においては、罰則の適用範囲が改定されました。

「現行の保険契約の契約条項の内、重要な事項を告げない行為」が「保険契約者または被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」と改定されています。

法第 300 条第 1 項第 1 号の不告知等に対して罰則が適用される事項の範囲は、「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」として、従来より限定したものに改定されています。

情報提供義務に関しては、保険商品の内容説明以外に、留意しておくべき大きな変更点として、「比較推奨規制」があります。これは、改正保険業法の中で保険募集実務に大きな影響を与えています。

「比較推奨規制」とは、複数の所属保険会社の比較可能な同種の保険商品の中から一定の保険商品を選別・提案するような、いわゆる「乗合代理店」に適用される情報提供義務に関する規制です。

3 つ目は、保険募集人(代理店)の体制整備義務の導入です。

これは「保険会社」が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人(代理店)」に対し募集の実態に応じた体制整備を義務付ける規制が導入されました。

保険代理店は、意向把握に関する体制の整備として、次の対応を行う必要が生じました。

- ・意向把握、確認のプロセスを社内規則で定める
- ・所属募集人に対して適切な教育、管理、指導、研修を実施する

・適切な意向把握実施の確認のために、「最終的な意向」または「最終的な意向と比較を行った当初(事前に)把握した主な意向」の把握に用いた帳票類を保存する

といった社内体制を整備することが義務付けられました。

プロ代理店が改正保険業法のもとで、これからも生き残れる保険事業者(代理店)として、改正保険業法(ルール)を遵守し、顧客本位の業務運営の原則(監督指針)に沿った、自店の体制(態勢)整備や業務運営を図らねばなりません。

作成：日本代協アドバイザー 日本創倫株式会社 代表取締役 (CEO) 山本 秀樹

配信：日本代協事務局